

令和 5 年 7 月 19 日 執行

飯 豊 町 議 会 議 員 選 挙

選挙公営(公費負担)の手引き

選 挙 運 動 用 自 動 車

選 挙 運 動 用 ポ ス タ ー

選 挙 運 動 用 ビ ラ

飯豊町選挙管理委員会

目 次

1. 制度の概要	1
2. 公費負担の種類	1
3. 対象となる候補者	1
4. 交付負担の限度額	2
5. 共通の手続き	2
6. 選挙運動用自動車の使用の公営	4
7. 選挙運動用ビラの作成の公営	9
8. 選挙運動用ポスターの作成の公営	10
9. 選挙公営の届出から支払いまでのイメージ図	11

選挙公営(公費負担)Q&A	12
---------------	----

1. 共通事項	13
2. 自動車の借入れ	15
3. 燃料の供給	17
4. 運転手の雇用	18
5. 選挙運動用ポスターの作成	19
6. 選挙運動用ビラの作成	20

選挙公営関係書類【記載例】

【引用】

- 法 : 公職選挙法
条例 : 飯豊町議会議員及び飯豊町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例

1. 制度の概要

この制度は、令和5年7月19日執行の飯豊町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で、町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。ただし、供託物が没収されない候補者に限り適用されるものです。

2. 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、法及び条例で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- ① 選挙運動用の自動車の使用
- ② 選挙運動用のビラの作成
- ③ 選挙運動用のポスターの作成

これらのほか、選挙運動用の通常葉書が指定郵便局から交付されます。

3. 対象となる候補者

選挙公営制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

議会議員選挙供託物没収点 $\text{有効投票総数} \div \text{議員定数}(10 \text{人}) \times 1/10$

4. 公費負担の限度額

内容		限度額
選挙	ハイヤー方式	1日 64,500円×5日=322,500円
運動用	自動車の借入れ	1日 16,100円×5日=80,500円
自動車	燃料代	1日 7,700円×5日=38,500円
の使用	運転手の雇用	1日 12,500円×5日=62,500円
選挙運動用ビラ作成		単価 7.73円×上限 1,600枚=12,368円
選挙運動用ポスター作成		単価(541.31円×63(掲示場)+316,250円)÷63≒5,562円 限度額 5,562円×掲示場相当 63枚=350,406円

5. 共通手続き

① 届出等

公費負担の適用を受けようとする候補者は、その旨を飯豊町選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に必ず届け出ることが必要です。なお、手続をする際は、次の点に留意してください。

■ 有償契約であること

公費負担の適用は、有償契約である場合に限られ、無償契約の場合は対象となりません。

■ 契約書を作成すること

有償契約をしたときは、当該契約に関する書類(以下「契約書等」という。)を作成してください。契約書等は選挙管理委員会に対する公費負担に関する届出のときに添付書類としてその写しが必要になります。

※ 添付する契約書等の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限りませんが、有償契約である以上、契約の内容において候補者の申込等の意思と当該契約の相手方である業者等(以下「業者等」という。)の承諾の意思及び契約の当事者、契約期間(借入期間、雇用期間等)、契約数(燃料供給量、印刷枚数等)並びに契約金額等が明らかにされている書面の写しでなければなりません。

■ 選挙管理委員会に届け出ること

業者等と有償契約を締結したときは、指定様式(後掲)により文書で選挙管理委員会に提出してください。この場合、契約書等の写し及び確認申請書(ビラ、ポスターが納品されている場合に限る。)を添付してください。

なお、同種の公費負担に係る契約であっても複数の業者等と契約した場合は、業者等ごとに届出をすることとなっています。

※ 届け出る時期は、立候補届出前に契約したときは立候補届出後直ちに、立候補届出後に契約したときは契約締結後直ちにしてください。

■ 契約する業者等に制限があること

公費負担の対象となる業者等には制限がありますので、後掲を参照し、業者等の選定をしてください。

■ 届出書等の様式が定まっていること

候補者が選挙管理委員会及び業者等に提出する各種書類並びに業者等が選挙管理委員会に提出する支払の請求書等は、すべて様式が定められています。

② 支払方法等

■ 供託物が没収となったときは対象から除かれること

公費負担の適用を受ける手続等がされていても、選挙の結果、法第93条の規定によって候補者に係る供託物が没収されることとなったときは、公費負担の対象から除かれます。

■ 業者等に直接支払われること

町からの支払いは、業者等の請求に基づき直接業者等に対して行います。支払いの時期は選挙期日後で、供託物没収関係が確定した日(選挙期日の翌日から14日経過した日)以降となりますので、契約のときにこの旨を業者等に説明してください。

なお、公費負担の対象から除かれた場合、その費用は候補者が全額負担することとなりますので、契約の相手方となる業者等にもその旨を事前に確認してください。

■ 公費負担は一定の限度額以内であること

公費負担の額は、それぞれに一定の限度額が定められています。よって、契約の合計額が限度額を超えたときは、その超えた額については候補者の負担となります。

6. 選挙運動用自動車の使用の公営(法第 141 条第 8 項、条例第 2 条～第 5 条)

法第 141 条に規定する選挙運動用自動車の使用に関する公費負担の適用は、契約の種類によって次のとおり区分して定められています。

① 選挙運動用自動車の一般運送契約

一般運送契約とは、道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者として国土交通大臣から免許を受けている業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。)と契約する場合で、選挙運動用自動車及びこれに供給する燃料並びに運転手を一括して契約する方法です。

一般的には、タクシー又はハイヤー等の借上げの契約がこれに該当し、この場合の公費負担の方法は、次のとおり定められています。

■ 業者等の制限

契約する業者等は、一般乗用旅客自動車運送業者に限られます。

■ 車両に係る公費負担の対象範囲

自動車に看板、スピーカー等を取り付けるための費用及び当該付帯設備に係る賃借料は、公費負担の対象とはなりません。また、自動車に看板、スピーカー等が取り付けられているいわゆる選挙カーパック料金による選挙運動用自動車の借入れをする場合については、車両本体の基本料金(保険料を含む。)と付帯設備の額を明示した契約を締結することにより、車両本体の基本料金分を公費負担の対象とすることができます。

■ 届出等の手続

この契約をした候補者が選挙管理委員会に提出する書類は、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第 1 号)及び契約書等の写しが必要です。

公費負担の対象となる台数は、1 日につき 1 台です。よって、同一の日において 2 台以上の自動車を使用したときは、候補者はいずれか 1 台を指定してください。

選挙管理委員会に上記の届出をしたときは、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式第 10 号(その 1))を契約した業者等に提出してください。

■ 公費負担限度額及び支払請求

この契約による場合の公費負担額は、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対して支払うべき金額(その金額が 64,500 円を超える場合には 64,500 円が当該日の限度額)の合計額です。

選挙運動の期間は、立候補の受付終了時から投票日の前日までとされているため、町議会議員選挙の選挙運動用自動車の使用もこの期間に限られます。よって、この場合の公費負担額の上限額は次のとおりとなります。

1日 64,500円×5日=322,500円

当該一般乗用旅客自動車運送事業者が町に支払請求するときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第13号)及び「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)」(別紙1)に、前述により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式第10号(その1))を添付の上、請求してください。

② 選挙運動用自動車の借入れ契約

選挙運動用自動車のみ借り入れる契約をした場合にその借入料を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

■ 業者等の制限

この契約の場合の相手方は、当該契約業務を業としない者であっても差し支えありません。よって、自家用自動車を国土交通大臣の許可を受けて貸しているいわゆるレンタカー業者と契約することもできますし、自家用車を所有している知人等とその自動車を借り入れる契約をすることもできます。

しかし、当該契約業を業としない知人等と契約した場合には、その知人等が当該候補者と生計を一にする親族(配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族)であるときは、公費負担の適用の対象とされません。

■ 車両に係る公費負担の対象範囲

一般運送契約の場合と同様です。看板、スピーカー等に係る費用は、公費負担の対象とはなりません。

■ 届出等の手続

この契約をした候補者が選挙管理委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第1号)及び契約書等の写しが必要です。

公費負担の対象となる台数は、1日につき1台です。よって同一の日において2台以上の自動車を使用したときは、候補者はいずれか1台を指定してください。

選挙管理委員会に契約届出書を提出したときは、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式第10号(その1))を契約した業者等に提出してください。

■ 公費負担限度額及び支払請求

この契約による場合の公費負担額は、選挙運動用自動車として使用された各日につ

いてその使用に対して支払うべき金額(その金額が 16,100 円を超える場合には 16,100 円が当該日の限度額)の合計額です。

1 日 16,100 円×5 日=80,500 円

当該一般乗用旅客自動車運送事業者が町に支払請求するときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第 13 号)及び「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)(1)自動車の借入れ」(別紙 2)に、候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(様式第 10 号(その 1))を添付の上、請求してください。

③ 選挙運動用自動車に使用する燃料供給契約

選挙運動用自動車の走行に必要な燃料の供給契約をしたときにその燃料代を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

■ 業者等の制限

契約する業者等は、燃料供給業者に限られます。

■ 届出等の手続

この契約をした候補者が選挙管理委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第 1 号)及び契約書等の写しが必要です。

「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第 1 号)には、備考に燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載し、燃料代の単価契約を締結した場合は、備考に契約単価を記載してください。例えば複数の燃料供給業者等と供給契約をした場合は、燃料供給事業者ごとに手続をすることとなります。

選挙管理委員会に契約届出書を提出した後、その業者等から燃料の供給を受けた場合は、「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」(様式第 4 号)を選挙管理委員会に提出し、「選挙運動用自動車燃料代確認書」(様式第 7 号)の交付を受けてください。

「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」(様式第 4 号)には、燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号(軽自動車については車両番号)の記載をしてください。

選挙管理委員会から「選挙運動用自動車燃料代確認書」(様式第 7 号)の交付を受けたときは、契約した業者等にこの確認書と「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(様式第 10 号(その 2))と給油伝票の写しを併せて提出してください。

■ 公費負担限度額及び支払請求

この契約による場合の公費負担額は、7,700 円に、当該候補者の立候補届出の日から選挙期日の前日(当該選挙が投票を行わないこととなった場合には、その事由が生

じた日)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、燃料代確認申請書により選挙管理委員会が確認した金額です。

1日 7,700円×5日=38,500円

業者等が町に支払請求をするときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第13号)及び「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)(2)燃料代」(別紙3)に、燃料代確認書により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車燃料代確認書」(様式第7号)及び「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」(様式第10号(その2))と候補者から受領した給油伝票の写しを添付の上、請求してください。

「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第13号)に係る「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)(2)燃料代」(別紙3)には、燃料の供給を受ける選挙運動用の自動車登録番号又は車両番号の記載をしてください。

④ 選挙運動用自動車の運転手雇用契約

選挙運動用自動車の運転のための運転手雇用契約をしたときにその雇用代を公費負担する場合で、次のとおり定められています。

■ 業者等の制限

選挙運動用自動車の借入れ契約と同様です。当該契約業務を業としない者であっても差し支えありません。候補者と生計を一にする親族であるときは、公費負担の適用の対象とされません。

■ 届出等の手続

この契約をした候補者が選挙管理委員会に提出する書類としては、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(様式第1号)及び契約書等の写しが必要です。

公費負担の対象となる人数は、1日につき1人です。よって、2人以上の運転手と雇用契約をし、同日において複数の運転手が運転業務に従事したときは、候補者はいずれか1人を指定してください。

選挙管理委員会に契約届出書を提出したときは、「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(様式第10号(その3))を契約した業者等に提出してください。

■ 公費負担限度額及び支払請求

この契約による場合の公費負担額は、選挙運動用自動車の運転手として運転業務に従事した各日についてその勤務に対して支払うべき報酬の額(1日につき1人とし、その報酬の額が12,500円を超える場合には12,500円が当該日の限度額)の合計額

です。

1日12,500円×5日=62,500円

当該一般乗用旅客自動車運送事業者が町に支払請求するときは、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(様式第13号)及び「請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)(3)運転手」(別紙4)に、自動車使用証明書の提出により候補者から提出を受けた「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(様式第10号(その3))を添付の上、請求してください。

⑤ その他の注意事項

■ 選挙が無投票となった場合

立候補の届出があった日から投票を行わないこととなった事由が生じた日までの日数に係る金額の範囲内で、公費負担の対象とします。

■ 一般運送契約とともにそれ以外の種類の契約(借入れ、燃料、運転手)をした場合

同一の日に一般運送契約を締結するとともに、それ以外の自動車の借入れ、燃料の供給又は運転手の雇用の契約を締結した場合(例えばハイヤーとレンタカーを同一の日に使用する場合には、候補者が指定するいずれかの契約を公費負担の対象とします。

自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用の契約については、組み合わせて公費負担の対象とすることができますが、これらすべてを同一の業者と一括で契約する場合は、ハイヤー契約となり、契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者に限られます。

7. 選挙運動用ビラの作成の公営(法第 142 条第 11 項、条例第 6 条～第 8 条)

法第 142 条の規定により候補者が選挙運動のために頒布できるビラの作成に係る公費負担の適用は、次のとおり定められています。

■ 業者等の制限

契約する業者等は、ビラの作成を業とする業者(印刷業者等)に限られます。

■ 届出等の手続

この契約を締結した候補者が選挙管理委員会に提出する書類は、「選挙運動用ビラ作成契約届出書」(様式第 2 号)及び契約書等の写しが必要です。

選挙管理委員会に契約届出書を提出した後、その業者から作成したビラの納品を受けた場合は、「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」(様式第 5 号)を選挙管理委員会に提出し、作成したビラの枚数が法定の枚数(1,600 枚)の範囲内であることについて、「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(様式第 8 号)の交付を受けてください。

選挙管理委員会から「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(様式第 8 号)の交付を受けたときは、契約した業者等にこの確認書及び「選挙運動用ビラ作成証明書」(様式第 11 号)を作成し、併せて提出してください。

■ 公費負担限度額及び支払請求

ビラ作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたビラの 1 枚当たりの作成単価に作成枚数(確認枚数)を乗じた金額です。なお、作成単価が 7.73 円を超える場合は、7.73 円単価とします。

限度額 $7.73 \text{ 円} \times 1,600 \text{ 枚} = 12,368 \text{ 円}$

※ 「ビラの作成枚数」とは、候補者に係るビラの作成総確認枚数ではなく、個々の契約ごとに作成枚数確認書によって選挙管理委員会から確認を受けたそれぞれの枚数です。よって、作成単価は当該契約ごとに個々の確認枚数を根拠として算出されます。

業者等が町に支払い請求をするときは、「請求書(選挙運動用ビラの作成)」(様式第 14 号)に「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(様式第 8 号)及び「選挙運動用ビラ作成証明書」(様式第 11 号)を添付の上、請求してください。

8. 選挙運動用ポスターの作成の公営(法第 143 条第 15 項、条例第 9 条～第 11 条)

法第 143 条の規定による選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の適用は、次のとおり定められています。

■ 業者等の制限

契約をする業者等は、ポスターの作成を業とする業者(印刷業者等)に限られます。

■ 届出等の手続

この契約を締結した候補者が選挙管理委員会に提出する書類は、「選挙運動用ポスター作成契約届出書」(様式第 3 号)及び契約書等の写しが必要です。

選挙管理委員会に前期契約届出書を提出した後、その業者から作成したポスターの納品を受けた場合は、「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」(様式第 6 号)を選挙管理委員会に提出し、作成した枚数が公費負担の限度枚数(ポスター掲示場数である 63)の範囲内であることについて、「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(様式第 9 号)の交付を受けてください。

選挙管理委員会から「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(様式第 9 号)の交付を受けたときは、契約した業者にこの確認書及び「選挙運動用ポスター作成証明書」(様式第 12 号)を併せて提出してください。

■ 公費負担限度額及び支払請求

ポスター作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価に作成枚数(確認枚数)を乗じた金額です。

ア 限度額 1 枚当たりの作成単価×63(掲示場数)

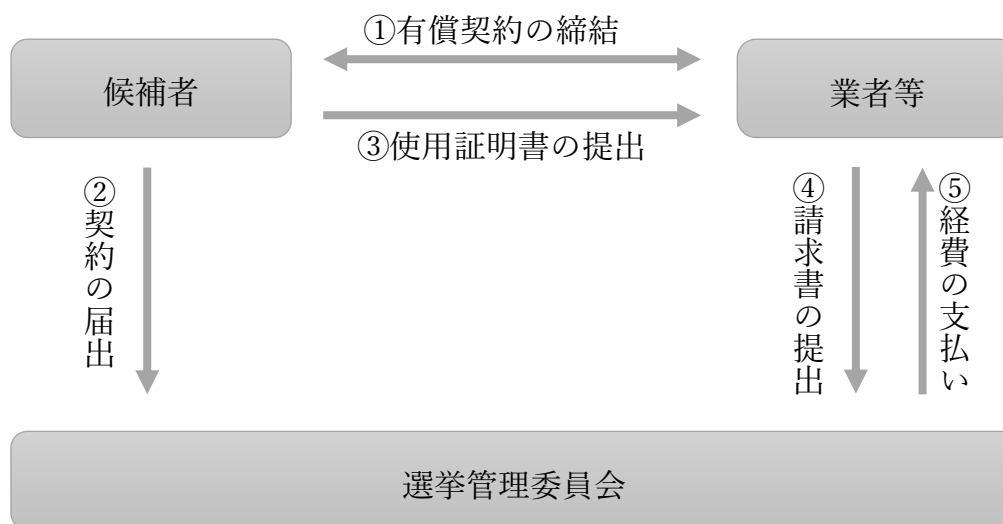
イ 1 枚当たりの作成単価

(541.31 円×63(掲示場)+316,250 円)÷63≒5,562 円 (1 円未満の端数切上)

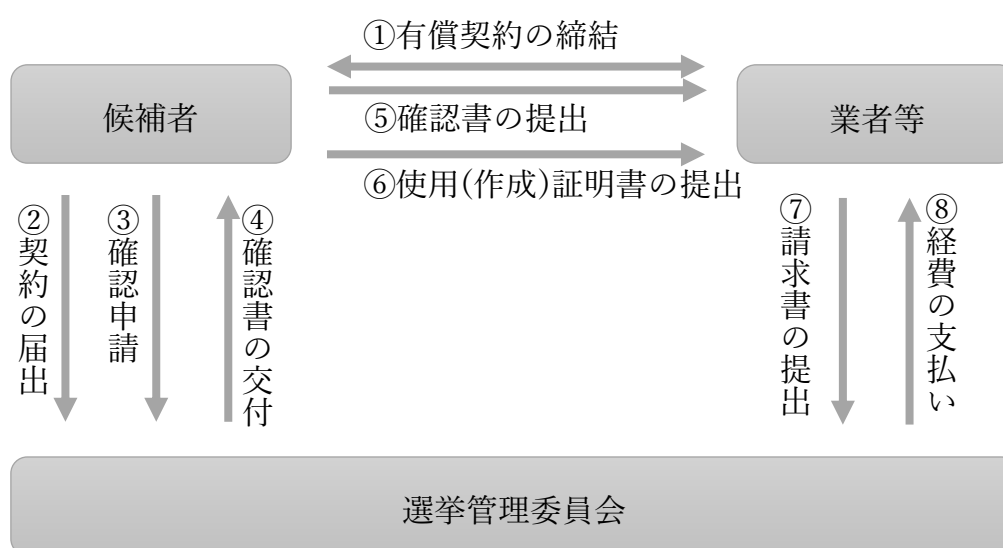
業者が町に支払請求するときは、「請求書(選挙運動用ポスターの作成)」(様式第 15 号)に、候補者から提出を受けた「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(様式第 9 号)及び「選挙運動用ポスター作成証明書」(様式第 12 号)を添付の上、請求してください。

9. 選挙公営の届出から支払いまでのイメージ図

選挙運動用自動車(燃料供給を除く)の使用



選挙運動用自動車(燃料供給)、ビラ及びポスターの作成



選舉公營(公費負擔)Q&A

1. 共通事項

Q 契約の締結に当たり、条例で定める上限金額で契約しようと思いますが、問題はありますか？

A 条例の規定は、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容(金額、数量)の妥当性について説明できるよう適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか？

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか？

A 契約の締結を証する書面の作成が必要です。必ずしも契約書という名称を有する書類に限られませんが、有償契約である以上、契約当事者、契約内容等が明らかにされている書面である必要があります。

Q 立候補届出に際して、選挙管理委員会に(届出後直ちに)提出すべき書類はどのようなものですか？

A 立候補届出前に契約したときは立候補届出後、直ちに契約届出書及び契約書等の写しを提出してください。事前に契約をしている場合、個別の手続で立候補届出後、直ちに提出いただく書類は次のとおりです。

・ 自動車の借入れ、燃料代、運転手

⇒ 契約届出書、契約書等の写し

※ 燃料代の確認申請書は、選挙運動期間中のすべての給油量、金額が確定してから提出いただいて構いません。

・ ビラ、ポスター

⇒ 契約届出書、契約書等の写し、確認申請書(すでに納品されている場合)

※ なお、これらの書類については、可能な限りあらかじめ原案を作成いただき、立候補届出書類等事前審査の際に提示いただくようお願いいたします。

Q 使用(作成)証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出した後、すぐに行くべきですか？

A それぞれの契約履行後に行ってください。使用(作成)証明書は、いずれも契約履行の事実に基づき作成するものなので、契約履行後速やかに作成し、契約業者に交付することになります。

Q 公費負担された経費は、収支報告書にはどのように記載すべきですか？

A 公費負担に係る収支報告書への記載は、次のようになります。

- ・ 選挙運動用自動車の借入れ、燃料代、運転手に係る経費
⇒ 記載不要。公費負担の有無にかかわらず選挙運動費用に算入されません。公費負担額を収入へ記載する必要もありません。なお、選挙運動用自動車の無償貸与、運転業務の無償提供を受けた場合は、「収入の部」に記載する必要があります。
- ・ 公費負担の対象にならない車両の看板、スピーカー等の設備に係る経費
⇒ 記載必要。選挙運動費用に算入されます。
- ・ ポスター、ビラの印刷費
⇒ 記載必要。公費負担の有無にかかわらず選挙運動費用に算入されます。「支出の部」に記載し、「備考」及び「支出のうち公費負担相当額」に公費負担相当額を記載してください。公費負担額は収入へ記載する必要はありません。
- ・ 選挙運動用ハガキの郵送料
⇒ 記載不要。選挙運動費用に算入されません。

Q 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか？

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。(印影など一部非開示部分あり)

Q 請求書を提出する際、期限はありますか？

A 選挙期日後 30 日以内です。よって、令和 5 年 8 月 18 日までです。

2. 自動車の借入れ

Q 公費負担の対象となる自動車となるのはどんな自動車ですか？

A 選挙運動用の自動車で、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者1人につき1台です。その他の自動車(選挙事務所業務用など)は対象になりません。

Q レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金はすべて公費負担の対象となりますか？

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の基本料金以外の看板、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。車両本体以外の費用(看板)が含まれている場合は、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した契約を締結する必要があります。

Q レンタカー業者からスピーカーを備えた車両を借りた場合、レンタル代金はすべて公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は車両のレンタル代金に限られ、スピーカーの借入れやその設置に要した費用は、公費負担の対象とはなりません。スピーカーを備えた車両を借りた場合は、当該レンタル代金からスピーカーに係る料金を差し引いた金額が公費負担の対象となります。

Q レンタカーの基本料金のほかに、貸渡料金に含まれる引取配車料や燃料補給手数料は公費負担の対象となりますか？

A 公費負担の対象は車両のレンタル代金に限られ、引取配車料や燃料補給手数料は、公費負担の対象とはなりません

Q 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金は公費負担されますか？

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。選挙運動期間の前後の借入金分は公費負担の対象外です。

なお、無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担の対象となります。

Q 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらいいですか？

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入れ期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

なお、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動用期間の前後の期間の借入れ代金は公費負担の対象外です。

Q 選挙運動用自動車をレンタカー業者以外の者（知人等）から借りることはできますか？

A 契約の相手方に制限はありません。レンタカー業を業としない知人等から借り入れた場合も公費負担の対象になります。ただし、生計を一にする親族から借り入れる場合は対象になりません(その親族がレンタカー事業者の場合を除く。)。 「親族」とは、配偶者、6親等以内の血族、3親等以内の姻族のことをいいます。

Q 自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用に係る公費負担は、重ねて利用することができますか？

A それぞれ別の公費負担として、組み合わせて公費負担の対象とすることができます。ただし、これらすべてを同一の業者と一括で契約する場合は、一般運送契約となるため、契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者に限られます。

3. 燃料の供給

Q 選挙運動用自動車に使用した燃料はすべて公費負担の対象となりますか？

A 選挙期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、実際かかった燃料代と上限額を比較して、いずれか低い金額となります。

選挙期間中の給油が対象となるため、告示日前に準備のためにした給油及び選挙運動期間後に期間中の使用分の補填のためにした給油は対象となりません。

Q 選挙事務所の業務用自動車の燃料代は公費負担の対象になりますか？

A 対象になりません。

Q 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担の対象になりますか？

A 対象になります。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提であり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。

Q 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、選挙運動用自動車燃料代確認申請書(様式第 4 号)及び選挙運動用自動車使用証明書(燃料)(様式第 10 号(その 2))は、その都度提出する必要がありますか？

A 確認申請書(選挙管理委員会あて)及び証明書(業者あて)は、業者ごとにまとめて提出して構いません。

公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、給油した際は、給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票は燃料業者の任意の様式で構いませんが、①給油日、②給油量、③車番(登録番号)、④給油金額の記載が必要です。

Q 給油伝票ではなくレシートでも請求することはできますか？

A 請求できます。ただし、レシートに必要事項(給油年月日、給油車両、燃料供給量、給油金額)が明記されていることが前提となります。レシートに必要事項が明記されていない場合は、燃料供給業者に必要事項を補記してもらう必要があります。

4. 運転手の雇用

Q 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合又は選挙運動期間以外の期間も含めて雇用契約をする場合、公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動期間中に選挙運動自動車を運転した日が公費負担の対象となります。選挙運動自動車以外の運転、選挙期間以外の運転は対象になりません。

Q 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一の日に運転業務が重ならない場合は、それぞれが公費負担の対象となります。同一の日に複数の運転手が交代で運転業務を行った場合は候補者が指定するいずれか1人の運転手のみが公費負担の対象となります。

Q 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか？

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象になりません。

5. 選挙運動用ポスターの作成

Q 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか？

A 町が設置するポスター掲示場に掲示するポスターが公費負担の対象となります。

Q ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象になりますか？

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります(金額、作成枚数に上限があります。)。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか？

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

Q 選挙運動用ポスターの作成枚数に制限はありますか？

A ポスターの作成枚数については、法令上の制限はありません。ただし、公費負担の対象となる作成枚数は、上限数(63枚)が定められています。

Q 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか？

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

6. 選挙運動用ビラの作成

Q 公費負担の対象となる選挙運動用ビラとはどのようなビラですか？

A 公職選挙法第 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q 選挙運動用ビラには規格や制約などはありますか？

A

枚数	議員選挙 1,600 枚
種類	2 種類以内
規格	長さ 29.7cm×幅 21cm(A4 版)両面印刷可能
記載内容	頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載すること。
証紙の貼付	町選挙管理委員会が交付する証紙を貼ること。

Q 選挙運動用ビラの頒布はどのような方法で行うことができますか？

A 次の場所において頒布することができます。

- ・新聞折込による頒布
- ・候補者の選挙事務所内における頒布
- ・個人演説会の会場内における頒布
- ・街頭演説の場所における頒布

選挙公営(公費負担)関係書類

【記載例】

様式第1号

選挙運動用自動車の使用に関する契約届出書

令和5年00月00日

飯豊町選挙管理委員会委員長 様

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
候補者氏名 飯豊 太郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用に関する契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運転事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年00月00日	飯豊町大字椿2888番地 (株)飯豊役場 代表取締役 飯豊次郎	令和5年00月00日～ 令和5年00月00日	000,000円	
令和 年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年00月00日	飯豊町大字椿2888番地 (株)飯豊役場 代表取締役 飯豊次郎	令和5年00月00日～ 令和5年00月00日	000,000円	
	令和 年 月 日			円	
燃料代	令和5年00月00日	飯豊町大字椿2888番地 (株)飯豊役場 代表取締役 飯豊次郎	令和5年00月00日～ 令和5年00月00日	000,000円	
	令和 年 月 日			円	
運転手の雇用	令和5年00月00日	飯豊町大字椿2888番地 (株)飯豊役場 代表取締役 飯豊次郎	令和5年00月00日～ 令和5年00月00日	000,000円	
	令和 年 月 日			円	

備考 1 契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあつては借入期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を記載してください。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

様式第2号

選挙運動用ビラの作成に関する契約届出書

令和5年00月00日

飯豊町選挙管理委員会委員長 様

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
候補者氏名 飯豊 太郎

次のとおり選挙運動用ビラの作成に関する契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の 氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年00月00日	飯豊町大字椿2888番地 (株)飯豊役場 代表取締役 飯豊次郎	000枚	000,000円	
令和 年 月 日		枚	円	

備考 契約書の写しを添付してください。

様式第3号

選挙運動用ポスターの作成に関する契約届出書

令和5年00月00日

飯豊町選挙管理委員会委員長 様

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
候補者氏名 飯豊 太郎

記

次のとおり選挙運動用ポスターの作成に関する契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年00月00日	飯豊町大字椿2888番地 (株)飯豊役場 代表取締役 飯豊次郎	000枚	000,000円	
令和 年 月 日		枚	円	

備考 契約書の写しを添付してください。

様式第4号

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和5年00月00日

飯豊町選挙管理委員会委員長 様

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
候補者氏名 飯豊 太郎

次の選挙運動用自動車燃料代につき、飯豊町議会議員及び飯豊町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和5年00月00日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(株)飯豊役場 代表取締役 飯豊次郎 飯豊町大字椿2888番地
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
山形000 あ 00-00
- 4 確認申請金額 000,000 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(A)	(なければ0円) 0 円	(なければ0円) 0 円
今回の購入金額(B)	000,000 円	000,000 円
燃料代計(A)+(B)	000,000 円	000,000 円
備考		

- 備考
- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から飯豊町選挙管理委員会に提出してください。
 - 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
 - 4 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

様式第5号

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和5年00月00日

飯豊町選挙管理委員会委員長 様

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
候補者氏名 飯豊 太郎

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、飯豊町議会議員及び飯豊町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和5年00月00日
- 2 契約相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(株)飯豊役場印刷 代表取締役 飯豊次郎 飯豊町大字椿2888番地
- 3 確認申請枚数 000,000 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	(なければ0枚) 0 枚	(なければ0枚) 0 枚
今回の購入枚数(B)	000 枚	000 枚
枚数計(A)+(B)	000 枚	000 枚
備考		

- 備考 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から飯豊町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第6号

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和5年00月00日

飯豊町選挙管理委員会委員長 様

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
候補者氏名 飯豊 太郎

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、飯豊町議会議員及び飯豊町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 令和5年00月00日
- 2 契約相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(株)飯豊役場印刷 代表取締役 飯豊次郎 飯豊町大字椿2888番地
- 3 確認申請枚数 000,000 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	(なければ0枚) 0 枚	(なければ0枚) 0 枚
今回の購入枚数(B)	000 枚	000 枚
枚数計(A)+(B)	000 枚	000 枚
備考		

- 備考 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から飯豊町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

様式第7号

選挙運動用自動車燃料代確認書

飯豊町議会議員選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認します。

令和5年 月 日

飯豊町選挙管理委員会委員長 横山 幸造 (印)

記

- 1 令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
- 2 候補者指名 飯豊 三郎
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
山形000 あ 00-00
- 4 確認申請金額 000,000 円

- 備考 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、飯豊町に公費の支払いを請求する場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともにこの確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られます。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、飯豊町に支払いを請求することはできません。

様式第8号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

飯豊町議会議員及び飯豊町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和5年 月 日

飯豊町選挙管理委員会委員長 横山 幸造 印

記

- 1 令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
- 2 候補者氏名 飯豊 三郎
- 3 確認枚数 000 枚

- 備考 1 この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、飯豊町に公費の支払いを請求する場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、飯豊町に支払いを請求することはできません。

様式第9号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

飯豊町議会議員及び飯豊町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和5年 月 日

飯豊町選挙管理委員会委員長 横山 幸造 印

記

- 1 令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
- 2 候補者氏名 飯豊 三郎
- 3 確認枚数 000 枚

- 備考 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、飯豊町に公費の支払いを請求する場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、飯豊町に支払いを請求することはできません。

様式第10号(その1)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和5年00月00日

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙

候補者氏名 飯豊 太郎

次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を付けてください)	1	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	②	左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)飯豊役場運送 代表取締役 飯豊次郎 飯豊町大字椿2888番地			
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考	
山形000 あ 00-00	令和5年00月00日	000,000 円		
山形000 あ 00-00	令和5年00月00日	000,000 円		
山形000 あ 00-00	令和5年00月00日	000,000 円		
山形000 あ 00-00	令和5年00月00日	000,000 円		
山形000 あ 00-00	令和5年00月00日	000,000 円		

- 備考 1 この証明書は、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が飯豊町に支払いを請求する場合には、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、飯豊町に支払いを請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
- (2) (1)以外の場合 16,100円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、飯豊町に支払いを請求することはできません。

様式第10号(その2)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和5年00月00日

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙

候補者氏名 飯豊 太郎

次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		(株)飯豊役場運送 代表取締役 飯豊次郎 飯豊町大字椿2888番地		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和5年00月00日	山形000 あ 00-00	000	000,000円	
令和5年00月00日	山形000 あ 00-00	000	000,000円	
令和5年00月00日	山形000 あ 00-00	000	000,000円	
令和5年00月00日	山形000 あ 00-00	000	000,000円	
令和5年00月00日	山形000 あ 00-00	000	000,000円	

- 備考 1 この証明書は、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 燃料供給業者が飯豊町に支払いを請求する場合には、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、飯豊町に支払いを請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額となります。

様式第10号(その3)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

令和5年00月00日

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙

候補者氏名 飯豊 太郎

次のとおり運転手を使用するものであることを証明します。

記

運転手	住所	飯豊町大字●●123456789	
	氏名	飯豊 三郎	
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和5年00月00日	000,000円		
令和5年00月00日	000,000円		
令和5年00月00日	000,000円		
令和5年00月00日	000,000円		
令和5年00月00日	000,000円		

- 備考 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が飯豊町に支払いを請求する場合には、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、町に支払いを請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは、候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、飯豊町に支払いを請求することはできません。

様式第11号

選挙運動用ビラ作成証明書

令和5年00月00日

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
候補者氏名 飯豊 太郎

次のとおり選挙運動用ビラを作成するものであることを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)飯豊役場印刷 代表取締役 飯豊次郎 飯豊町大字椿2888番地
作成枚数	000 枚
作成金額	000,000 円
備考	

- 備考 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が飯豊町に支払いを請求する場合には、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、飯豊町に支払いを請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数 1,600 枚
- (2) 限度額 7円73銭(単価)×確認された作成枚数

様式第12号

選挙運動用ポスター作成証明書

令和5年00月00日

令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
候補者氏名 飯豊 太郎

次のとおり選挙運動用ポスターを作成するものであることを証明します。

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)飯豊役場印刷 代表取締役 飯豊次郎 飯豊町大字椿2888番地
作成枚数	000 枚
作成金額	000,000 円
ポスター掲示場数	63 箇所

- 備考 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が飯豊町に支払いを請求する場合には、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、飯豊町に支払いを請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数 ポスター掲示場数に相当する枚数
- (2) 限度額
 $(541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数}63\text{箇所} + 316,250円) \div \text{ポスター掲示場数}63\text{箇所} = \text{単価}$
単価(1円未満の端数は切上げ) \times 確認された作成枚数 = 限度額

様式第13号

請求書
(選挙運動用自動車の使用)

令和5年00月00日

飯豊町長 後藤幸平 殿

住所 飯豊町大字椿2888番地
氏名 (株)飯豊役場運送
代表取締役 飯豊次郎

飯豊町議会議員及び飯豊町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 000,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳のとおり
- 3 選挙名 令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
- 4 候補者氏名 飯豊 三郎
- 5 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	0000000
フリガナ	カ) イイデヤクバウンソウ		
口座名義	株式会社飯豊役場運送		

備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代を請求する場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 候補者が供託物を没収された場合には、飯豊町に支払いを請求することはできません。

(別紙1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 飯豊 太郎

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年00月00日	00,000円×1台 = 000,000円	64,500円	000,000円	
令和5年00月00日	00,000円×1台 = 000,000円	64,500円	000,000円	
令和5年00月00日	00,000円×1台 = 000,000円	64,500円	000,000円	
令和5年00月00日	00,000円×1台 = 000,000円	64,500円	000,000円	
令和5年00月00日	00,000円×1台 = 000,000円	64,500円	000,000円	
計			000,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 飯豊 太郎

1 自動車の借入れ

使用年月日	借入金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年00月00日	00,000円×1台 = 000,000円	16,100円	000,000円	
令和5年00月00日	00,000円×1台 = 000,000円	16,100円	000,000円	
令和5年00月00日	00,000円×1台 = 000,000円	16,100円	000,000円	
令和5年00月00日	00,000円×1台 = 000,000円	16,100円	000,000円	
令和5年00月00日	00,000円×1台 = 000,000円	16,100円	000,000円	
計			000,000円	

備考 1 「借入金額」の欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの金額を記載してください。

2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙3)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 飯豊 太郎

2 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年00月00日	山形000 あ 00-00	000円×0L=00,000円			
令和5年00月00日	山形000 あ 00-00	000円×0L=00,000円			
令和5年00月00日	山形000 あ 00-00	000円×0L=00,000円			
令和5年00月00日	山形000 あ 00-00	000円×0L=00,000円			
令和5年00月00日	山形000 あ 00-00	000円×0L=00,000円			
計		000,000円	000,000円	000,000円	

備考 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

2 「請求金額」(計)欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙4)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 飯豊 太郎

3 運転手の雇用

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年00月00日	000,000円	12,500円	000,000円	
令和5年00月00日	000,000円	12,500円	000,000円	
令和5年00月00日	000,000円	12,500円	000,000円	
令和5年00月00日	000,000円	12,500円	000,000円	
令和5年00月00日	000,000円	12,500円	000,000円	
計			000,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第14号

請求書
(選挙運動用ビラの作成)

令和5年00月00日

飯豊町長 後藤幸平 殿

住所 飯豊町大字椿2888番地
氏名 (株)飯豊役場運送
代表取締役 飯豊次郎

飯豊町議会議員及び飯豊町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 000,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳のとおり
- 3 選挙名 令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
- 4 候補者氏名 飯豊 三郎
- 5 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	0000000
フリガナ	カ) イイデヤクバウンソウダイヒョウトリシマリヤクイイデシロウ		
口座名義	株式会社飯豊役場印刷 代表取締役 飯豊四郎		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、飯豊町に支払いを請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付してください。

(別紙)

請求内訳書
(選挙運動用ビラの作成)

候補者氏名 飯豊 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A)×(B)=(C)	(D)	(E)	(D)×(E)=(F)	(G)	(H)	(G)×(H)=(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
0.00	0,000	000,000	7.73	1,600	12,368	0.00	0,000	000,000	

- 備考 1 (D)欄には、7円73銭と記載してください。
- 2 (E)欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第15号

請求書
(選挙運動用ポスターの作成)

令和5年00月00日

飯豊町長 後藤幸平 殿

住所 飯豊町大字椿2888番地
氏名 (株)飯豊役場運送
代表取締役 飯豊次郎

飯豊町議会議員及び飯豊町長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

記

- 1 請求金額 000,000 円
- 2 内訳 別紙請求内訳のとおり
- 3 選挙名 令和5年7月19日執行 飯豊町議会議員選挙
- 4 候補者氏名 飯豊 三郎
- 5 振込先

金融機関名	●●銀行	本・支店名	●●支店
口座種別	普通	口座番号	0000000
フリガナ	カ) イイデヤクバウンソウダイヒョウトリシマリヤクイイデシロウ		
口座名義	株式会社飯豊役場印刷 代表取締役 飯豊四郎		

- 備考 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、飯豊町に支払いを請求することはできません。

(別紙)

請求内訳書
(選挙運動用ポスターの作成)

候補者氏名 飯豊 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
(A)	(B)	(A)×(B)=(C)	(D)	(E)	(D)×(E)=(F)	(G)	(H)	(G)×(H)=(I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
0,000	00	000,000	5,562	63	350,406	0,000	00	000,000	

- 備考 1 (E)欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。